令和５年度

振学会総会議案書

振学会定款		１
１号議案	令和４年度事業報告	６
２号議案	令和４年度決算報告	７
３号議案	監査報告	１１
４号議案	令和５年度事業計画（案）	１２
５号議案	令和５年度予算（案）	１３
６号議案	令和５年度役員選出（案）	１５

一般社団法人新宮高等学校振学会定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、一般社団法人新宮高等学校振学会と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を和歌山県新宮市におく。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、学校と家庭とが密接に協力して、教育に関する諸般の研究改善に努めるとともに、生徒達が健全な社会人として育つようにその人格向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）教育に関する研究調査
（２）家庭教育の推進
（３）民主教育の推進
（４）社会教育への協力
（５）学校内の文化・体育活動の促進
（６）学校内の人的・物的諸施設の充実促進
（７）学校内の福利・娯楽・衛生等の施設の充実促進
（８）家庭と学校との連絡
（９）進学・就職指導の援助促進
(10) 講習会・講演会の開催、並びに会員相互の研究
(11) 生徒・職員の厚生援助
(12) 会員の互助慶弔
(13) 清水昭八奨学金の運営
　なお、奨学金の運営方法、組織、名称等については、委員会を設け別途定める。
(14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（法人の構成員）
第５条　この法人の会員は、本校生徒の保護者および教職員であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。
２　前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

（会員の資格の取得）
第６条　この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

（入会金及び会費）
第７条　会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
２　会員は、総会において別に定める入会費及び会費を納入しなければならない。

（任意退会）
第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
（１）この定款その他の規則に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
（３）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）
第１０条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）会費の納入が当該年度末までになされなかったとき。
（２）総会員の同意があったとき。
（３）当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第４章　総会

（構成）
第１１条　総会は、すべての会員をもって構成する。
２　前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

（権限）
第１２条　総会は、次の事項について決議する。
（１）入会の基準並びに入会金及び会費の額
（２）会員の除名
（３）理事及び監事の選任又は解任
（４）事業計画書及び収支予算書の承認
（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
（６）定款の変更
（７）解散及び残余財産の処分
（８）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第１３条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

（招集）
第１４条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

（議長）
第１５条　総会の議長は、会長とする。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故がある時は、副会長が議長となる。

（議決権）
第１６条　総会における議決権は、会員１名につき１個とする。

（決議）
第１７条　総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当会員の議決権の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（１）会員の除名
（２）監事の解任
（３）定款の変更
（４）解散の決議
（５）その他法令で定められた事項

（議事録）
第１８条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長は、前項の議事録に記名押印する。
３　第１項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に１０年間備え置かなければならない。

第５章　役員

（役員の設置）
第１９条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　１０名以上３０名以内
（２）監事　３名以内
２　理事のうち、１名を会長、４名を副会長とする。
３　前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

（役員の選任）
第２０条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
２　会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）
第２１条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
２　会長は、この法人を代表して業務を執行する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時は、代理をつとめる。
４　会長及び副会長は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２２条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

（書記及び会計）
第２３条　この法人の事務を処理するため、書記３名および会計２名を置き、会員の中から会長が委嘱する。

（役員の任期）
第２４条　理事の任期は、選任後１カ年以内に終了する事業年度に関する総会の終結のときまでとする。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結のときまでとする。
３　前２項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
４　理事又は監事については、再任を妨げない。

第６章　顧問

（顧問の設置）
第２５条　この法人には、顧問を若干名置くことができる。
２　顧問は、役員経験者で理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
３　顧問は、会務全般について会長に意見を述べる。
４　顧問の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
５　顧問は、無報酬とする。

第７章　理事会

（構成）
第２６条　この法人に理事会を置く。
２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第２７条　理事会は、次の職務を行う。
（１）この法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）会長及び副会長の選定及び解職

（招集）
第２８条　理事会は、会長が招集する。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

（議長）
第２９条　理事会の議長は、会長とする。
２　会長が欠けたとき又は会長に事故がある時は、副会長が議長となる。

（決議）
第３０条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第３１条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　財産及び会計

（事業年度）
第３２条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第３３条　この法人の事業計画書、収支予算については、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第３４条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第１号から第３号の書類についてはその内容を報告し、第４号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）公益目的支出計画実施報告書
（４）貸借対照表
（５）損益計算書（正味財産増減計算書）
（６）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第３５条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）
第３６条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の処分制限）
第３７条　この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

（残余財産の処分）
第３８条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、理事会および総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）
第３９条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
２　この法人の最初の代表理事は清原直樹とする。
３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１２１条第１項において読み替えて準用する同法第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第３３条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

１号議案

令和４年度　　事業報告

年	月	日	曜	事　　項
4	4	25	月	令和３年度監査
	5	9	月	令和３年度末理事会
	6	6	月	令和４年度振学会総会
		11	土	和歌山県高等学校ＰＴＡ連合会定期総会
	7	18	月	第４７回近畿地区高等学校ＰＴＡ連合会大会（大阪）
	8	25	木	第７１回全国高等学校ＰＴＡ連合会大会（石川）
		26	金	
	9	13	火	体育祭
		22	木	彩雲祭
	10	19	水	人権全体鑑賞
5	2	10	金	ロングハイキング（１・２年）　→　中止
	3	1	月	第７５回卒業式

※　振学会総会　→　書面決議

※　新高クリーン作戦

※　第５ブロックＰＴＡ研修会

※　高Ｐ連指導者研修会

２号議案
令和4年度　一般会計 決算報告書

一般社団法人新宮高等学校振学会

収入の部　（円）

項目	予算額	決算額	差引増減額	備考
入会金	1,810,000	1,820,000	10,000	
教育費	2,500,000	2,657,400	157,400	会費：保護者・職員
雑収入	10,000	35,452	25,452	預金利息　他
繰入金	0	0	0	
当期収入合計(A)	4,320,000	4,512,852	192,852	
前年度繰越金	4,417,830	4,417,830	0	令和3年度より
収入合計(B)	8,737,830	8,930,682	192,852	

支出の部　（円）

項目	予算額	決算額	差引残額	備考
報酬	1,100,000	1,125,600	△ 25,600	進路職員賃金　クラブ外部指導者活動補助
旅費	80,000	65,160	14,840	県PTA総会・県P連指導者研・合同専門委員会旅費
福利厚生費	40,000	11,288	28,712	PTA雇用職員労働保険料・健康診断費用
需用費	300,000	114,976	185,024	
・消耗品費	30,000	13,673	16,327	ゴム印、封筒　他
・燃料費	10,000	5,851	4,149	原付バイクガソリン・オイル
・会議費	10,000	0	10,000	
・印刷費	70,000	0	70,000	
・修繕料	30,000	6,400	23,600	バイク修理
・通信運搬費	100,000	89,052	10,948	ライデンスクール利用料　切手・はがき
・保健衛生費	50,000	0	50,000	
手数料	30,000	14,562	15,438	口座引落、振込手数料
交際費	20,000	15,000	5,000	地方紙広告（暑中・年賀）
慶弔費	100,000	1,208	98,792	2件
会費及び分担金	1,000,000	859,910	140,090	県高P連、高体連、高文連等分担金
行事費	1,250,000	442,270	807,730	
・文化関係	400,000	431,800	△ 31,800	人権全体鑑賞会
・体育関係	50,000	8,720	41,280	体育祭用品
・一般行事	800,000	1,750	798,250	ﾛﾝｸﾞﾊｲｷﾝｸﾞ施設借用依頼手土産
諸費	800,000	386,123	413,877	
・生徒研究奨励費	700,000	386,123	313,877	進路講演会講演料　『合格体験記』印刷 卒業証書筒　皆勤賞記念品　等
・文化祭費用	100,000	0	100,000	
保護者研修費	400,000	4,000	396,000	県PTA連合会指導者研修会参加費
雑費	200,000	91,691	108,309	法人登記手数料　バイク保険　他
当期支出合計(C)	5,320,000	3,131,788	2,188,212	
当期収支(A)-(C)	△ 1,000,000	1,381,064	2,381,064	
次期繰越額(B)-(C)	3,417,830	5,798,894	2,381,064	

備考 ： 基本金　50,000円

（収入決算額）	（支出決算額）	（差引残額） 令和5年度へ繰越
8,930,682	3,131,788	5,798,894

令和4年度　　体育文化後援会 会計 決算報告書

一般社団法人新宮高等学校振学会

収入の部　　(円)

項　　目	予　算　額	決　算　額	差引増減額	備　　考
体育文化後援会費	8,750,000	9,180,000	430,000	@18,000円
雑　　収　　入	0	29	29	預金利息
繰　　入　　金	0	0	0	
当期収入合計(A)	8,750,000	9,180,029	430,029	
前年度繰越金	4,070,441	4,070,441	0	令和3年度より
収入合計(B)	12,820,441	13,250,470	430,029	

支出の部　　(円)

項　　目	予　算　額	決　算　額	差引残額	備　　考
体育チーム費	6,300,000	6,354,425	△ 54,425	県予選遠征費補助
文化チーム費	600,000	389,500	210,500	県内遠征費補助
県外大会遠征費	2,800,000	2,360,170	439,830	近畿・全国大会　遠征費補助
会費分担金	1,300,000	1,089,613	210,387	各種団体加盟金・分担金、大会参加費
雑　　費	30,000	0	30,000	
当期支出合計(C)	11,030,000	10,193,708	836,292	
当期収支(A)-(C)	△ 2,280,000	△ 1,013,679	1,266,321	
次期繰越額(B)-(C)	1,790,441	3,056,762	1,266,321	

(収入決算額)	(支出決算額)	(差引残額) 令和4年度へ繰越
13,250,470	10,193,708	3,056,762

令和4年度

財産運用会計　決算報告書

一般社団法人新宮高等学校振学会

収入の部		支出の部	
項目	決算額	項目	決算額
前年度繰越金	428,471	租税公課	23,700
駐車場使用料	0	手数料	11,000
預金利息	3	雑費	0
雑収入	0	拠出金	0
合計 (A)	428,474	合計 (B)	34,700

差引残額 ： (A)-(B)　393,774 円　令和5年度へ繰越

【項目の説明】

○ 租税公課　固定資産税・法人税
○ 手数料　会計事務所(決算申告)

令和4年度

食堂会計　決算報告書

一般社団法人新宮高等学校振学会

収入の部		支出の部	
項目	決算額	項目	決算額
前年度繰越金	837,709	消耗品費	22,598
委託料	240,000	租税公課	23,700
雑収入	7	手数料	11,374
		修繕料	175,043
合計 (A)	1,077,716	合計 (B)	232,715

差引残額 ： (A)-(B)　845,001 円　令和5年度へ繰越

【項目の説明】

○委託料　生徒ホール使用料
○雑収入　預金利息

○ 消耗品費　コルクボード・脚立
○ 租税公課　法人県民税・法人市民税
○ 手数料　会計事務所(決算申告)
○ 修繕料　ガスバーナー交換他

令和4年度

清水昭八育英基金会計　決算報告書

一般社団法人新宮高等学校振学会

収入の部		支出の部	
項目	決算額	項目	決算額
前年度繰越金	9,769,235	奨学金給付	100,000
預金利息	159		
合計 (A)	9,769,394	合計 (B)	100,000

差引残額 ： (A)-(B)　9,669,394 円　令和5年度へ繰越

○ 奨学金給付　2件

◎ 清水昭八氏は、昭和8年太地町生まれで、本校の卒業生である。元武蔵野美術大学主任教授。西洋(モダンアート)画家として多くの作品を発表、海外でも広く活躍された。太地中学校のレリーフは氏の作品である。平成8年没。ご遺族からのご寄付により「清水昭八育英基金」を設立。毎年、選抜された生徒に奨学金を給付させていただいている。

令和4年度厚生部会計

貸借対照表

令和5年3月31日

資産	金額	負債・資本	金額
現金	131,794	厚生部基金	3,035,285
当座預金	0	買掛金	4,868,835
定期預金	1,600,000	当期剰余金	8,028
普通預金	5,949,397	繰越剰余金	0
売掛金	2,520		
商品	228,437		
当期純損失	0		
	7,912,148		7,912,148

損益計算書

令和4年4月 1日～令和5年3月31日

費用	金額	収益	金額
期首棚卸高	175,179	売上高	9,684,635
当期仕入高	8,492,732	期末棚卸高	228,437
売買利益	1,245,161		
	9,913,072		9,913,072
給料・手当	1,391,400	売買利益	1,245,161
福利厚生費	0	販売手数料	625,313
消耗品費	11,403	受取利息	38
通信費	35,685	当期純損失	0
光熱費	387,396		
雑費	13,000		
修繕費	0		
租税公課	23,600		
当期剰余金	8,028		
	1,870,512		1,870,512

３号議案

監　査　報　告

令和　５年　４月２４日

一般社団法人新宮高等学校振学会
会長　　前地　望　　様

監事　　堅田　裕実子
監事　　田原　真樹

私たち監事は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

１　監査の方法及びその内容

各監事は、理事から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事務所において業務及び財産の状況並びに公益目的支出計画の実施の状況を調査しました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書）並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

２　監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②　理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適性に表示しているものと認めます。

（３）公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以上

監事様に監査のうえ署名いただいておりますが、個人情報にあたるため、活字にて報告させていただきます。なお、監査報告書の原本については、振学会事務局にて保管しています。

４号議案

令和５年度　　事業計画（案）

年	月	日	曜	事　　項
5	4	24	月	令和４年度監査
	5	8	月	令和４年度末理事会
	6	7	水	令和５年度振学会総会
		10	土	和歌山県高等学校ＰＴＡ連合会定期総会
	6	30	金	第４８回近畿地区高等学校ＰＴＡ連合会大会（滋賀）
	7	1	土	
	8	24	木	第７２回全国高等学校ＰＴＡ連合会大会（宮城）
		25	金	
	9	22	金	彩雲祭
		23	土	
	10	17	火	体育祭
	11	1	水	人権全体鑑賞
6	2	9	金	ロングハイキング（１・２年）
	3	1	金	第７６回卒業式

※　振学会総会

※　新高クリーン作戦

※　第５ブロックＰＴＡ研修会

※　高Ｐ連指導者研修会

５号議案

令和5年度　　一般会計　予算書（案）

一般社団法人新宮高等学校振学会

収入の部　　（円）

項　　目	令和5年度予算	令和4年度予算	前　年　度　比	備　　考
入　会　金	1,840,000	1,810,000	30,000	
教　育　費	2,500,000	2,500,000	0	会費：保護者・職員
雑　収　入	10,000	10,000	0	
繰　入　金	0	0	0	
当期収入合計(A)	4,350,000	4,320,000	30,000	
前年度繰越金	5,798,894	2,979,954	2,818,940	
収入合計(B)	10,148,894	7,299,954	2,848,940	

支出の部　　（円）

項　　目	令和5年度予算	令和4年度予算	前　年　度　比	備　　考
報　酬	1,100,000	1,100,000	0	進路職員賃金　クラブ外部指導者活動補助
旅　費	150,000	80,000	70,000	県高P連役員旅費
福利厚生費	40,000	40,000	0	PTA雇用職員労働保険料・健康診断費用
需　用　費	300,000	300,000	0	
・消耗品費	30,000	30,000	0	事務用消耗品
・燃　料　費	10,000	10,000	0	原付バイクガソリン・オイル　他
・会　議　費	10,000	10,000	0	理事会用お茶
・印　刷　費	70,000	70,000	0	封筒　学校納付金口座振込依頼書印刷　等
・修　繕　料	30,000	30,000	0	備品類修理
・通信運搬費	100,000	100,000	0	ライデンスクール利用料　切手・はがき
・保健衛生費	50,000	50,000	0	保健衛生用品　他
手　数　料	30,000	30,000	0	口座引落、振込手数料
交　際　費	20,000	20,000	0	地方紙広告（暑中・年賀）
慶　弔　費	100,000	100,000	0	会員慶弔
会費及び分担金	1,000,000	1,000,000	0	県高P連、高体連、高文連等分担金
行　事　費	1,500,000	1,250,000	250,000	
・文化関係	450,000	400,000	50,000	人権全体鑑賞会講演料・講師旅費　他
・体育関係	50,000	50,000	0	体育祭　用具・飲み物
・一般行事	1,000,000	800,000	200,000	ﾛﾝｸﾞﾊｲｷﾝｸ、ｸﾘｰﾝ作戦飲み物　他
諸　費	800,000	800,000	0	
・生徒研究奨励費	700,000	700,000	0	講演料　講師旅費　『合格体験記』印刷 卒業証書筒　皆勤賞記念品　等
・文化祭費用	100,000	100,000	0	彩雲祭消耗品、バザー電源　等
保護者研修費	400,000	400,000	0	高P連　参加費・旅費　進学講演会講演料　等
雑　費	200,000	200,000	0	法人登記手数料　原付バイク保険料　他
当期支出合計(C)	5,640,000	5,320,000	320,000	
当期収支(A)-(C)	△ 1,290,000	△ 1,000,000	290,000	
次期繰越額(B)-(C)	4,508,894	1,979,954	3,168,940	

令和5年度　　体育文化後援会　会計予算（案）

一般社団法人新宮高等学校振学会

収入の部　　（円）

項　　目	令和5年度予算	令和4年度予算	前　年　度　比	備　　考
体育文化後援会費	8,750,000	8,750,000	0	@18,000
雑　　収　　入	0	0	0	
繰　　入　　金	0	0	0	
当期収入合計(A)	8,750,000	8,750,000	0	
前年度繰越金	3,056,762	4,070,441	△ 1,013,679	令和4年度より
収入合計 (B)	11,806,762	12,820,441	△ 1,013,679	

支出の部　　（円）

項　　目	令和5年度予算	令和4年度予算	前　年　度　比	備　　考
体育チーム費	6,500,000	6,300,000	200,000	県予選遠征費補助
文化チーム費	600,000	600,000	0	県内遠征費補助（近畿高総文祭参加）
県外大会遠征費	2,800,000	2,800,000	0	近畿・全国　遠征費補助
会費分担金	1,300,000	1,300,000	0	各種団体加盟金・分担金、大会参加費
雑　　費	30,000	30,000	0	
当期支出合計(C)	11,230,000	11,030,000	200,000	
当期収支 (A)-(C)	△ 2,480,000	△ 2,280,000	200,000	
次期繰越額(B)-(C)	576,762	1,790,441	△ 813,679	

※　遠征費補助　　各クラブ年間３回まで（高体連・高野連・高文連主催の大会等）

(県内)　　（①＋②）×０．５
①　試合会場又は宿泊施設までの往復鉄道運賃(学割)＋特急料金(紀伊日置以遠)
②　宿泊料：１泊２食　６０００円上限　×　泊数

(近畿)　　（①＋②）×０．７
①　試合会場又は宿泊施設までの往復鉄道運賃(学割)＋特急料金
②　宿泊料（大会規定の実費）　×　泊数

(全国)　　（①＋②）×０．８
①　試合会場又は宿泊施設までの往復鉄道運賃(学割)＋特急料金
②　宿泊料（大会規定の実費）　×　泊数

６号議案

令和５年度役員選出（案）

役　職	氏　名		
会　長	**関谷　浩和**		
副会長	**伊藤　英洋**	**寺地　有未**	宮本　真弓
	坂本　洋治		
理　事	岡本　俊樹	大野　沙耶加	小林　胤美
	曽越　和樹	**瀧谷　浩美**	**三原　いつこ**
	松本　基希	**山本　希余子**	**新家　巧士**
	松本　貴美	**宮上　圭巨**	**植野　正俊**
	小谷　成郎		
	深野　泰宏	橘　　恭子	丸本　宗
監　事	**田原　真樹**	**得能　一弥**	
顧　問	濱口　太史	**前地　望**	

※ゴシック体表記の方は、新しく選出の理事
※敬称略